

議第144号

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。